

# 高度情報エリア整備方針

平成20年8月

山 梨 県



## はじめに

甲府駅北口県有地の周辺では、魅力と賑わいのある都市拠点の形成を目指し、新都市拠点整備事業が進められている。既に、甲府市歴史公園や中央消防署等が整備され、現在、北口駅前広場や「よっちゃばれお祭り広場」等の整備が進められている。また、今後、国の甲府地方合同庁舎やNHK甲府放送局の整備が予定され、新たな時代にふさわしい新都市拠点の形成が期待されている。

このような中で、甲府駅北口県有地については、新県立図書館と併せ、情報通信産業を核とした高度情報化拠点を配置し、全体を高度情報エリアとして整備することにより、地域の活性化と本県産業の振興に資するよう活用していくこととした。

そこで、新県立図書館と連携した高度情報化拠点の在り方、施設の配置、民間活力の導入方法等について幅広く御意見を伺うため、学識経験者等で構成する高度情報エリア整備懇話会を設置し、5月から8月までの間、検討を進めていただいた。

この整備方針は、懇話会の御意見等を踏まえ、高度情報エリアの整備に関する基本的な方向を示したものである。

なお、高度情報化拠点の整備については、整備事業者の提案による部分があるため、その提案によって具体的な整備内容は変わることがあり得る。

今後、この整備方針に基づいて、高度情報化拠点の整備事業者の選定準備を進めるなど、高度情報エリアの具体化に向け取り組んでいく。

# 目 次

1	北口県有地の状況	1
1 - 1	甲府駅周辺の状況	1
1 - 2	甲府駅北口周辺整備の状況	1
1 - 3	北口県有地の状況	1
2	北口県有地の活用	3
2 - 1	高度情報エリアとしての活用	3
2 - 2	高度情報エリアの在り方	3
3	新県立図書館と高度情報化拠点との連携	4
3 - 1	新県立図書館の業務に高度情報化拠点の持つ技術やノウハウを活用	4
3 - 2	高度情報化拠点の業務に新県立図書館が持つ情報を活用	4
3 - 3	施設の共同利用	4
4	新県立図書館の整備	5
4 - 1	基本指針	5
4 - 2	サービスの考え方	5
4 - 3	サービスを支える各要素	6
5	高度情報化拠点の整備	8
5 - 1	機能	8
5 - 2	施設	9
5 - 3	整備方法	10
5 - 4	管理方法	11
5 - 5	整備事業者の選定方法	12
6	駐車場・駐輪場の整備	13
6 - 1	駐車場の整備	13
6 - 2	駐輪場の整備	13
7	高度情報エリアの施設配置等	14
7 - 1	施設配置	14
7 - 2	景観・アクセス等	15
8	高度情報エリアの整備スケジュール	15
	用語等の説明	16

## 1 北口県有地の状況

### 1 - 1 甲府駅周辺の状況

甲府駅は、中央線と身延線のターミナル駅として、また、駅前広場は高速バスを含むバスターミナルとして、県民や本県を訪れる人々の移動の拠点となっている。

甲府駅周辺に目を向けてみると、南口は、県庁や甲府市役所に代表される行政機能、百貨店や商店街が連なる商業機能、銀行や証券会社等の金融機能が集積された地域となっている。

北口は、武田神社等の史跡が数多く点在しており、また、山梨大学等がある文教地区となっている。

近年は、甲府駅利用客の減少、郊外型大型商業施設の立地や中心市街地からの大型店撤退等の影響により、商店街に空き店舗が目立つ状況にあり、中心市街地の活性化には厳しい状況が続いているが、その一方で、大型マンションの建設が進み、まちなか居住が充実するようになった。

### 1 - 2 甲府駅北口周辺整備の状況

甲府市では、甲府駅周辺を地方中核都市にふさわしく、利便性・安全性の高い交通拠点到改善するとともに、県民をはじめ観光で訪れる人々の交流拠点として、賑わいのあるまちづくりや公共施設の整備等、健全な市街地形成を図るため、平成3年度から甲府駅周辺土地区画整理事業（21.9ha）を施工するとともに、施設整備を図る拠点形成事業（25.5ha）を実施している。

また、シビックコア地区（注1）の整備事業として、駅前広場や「よっちゃばれお祭り広場」の整備が進められ、今後、国の甲府地方合同庁舎やNHK甲府放送局の整備が予定されており、山梨文化会館等の既存施設も含めた都市拠点の形成が進められている。

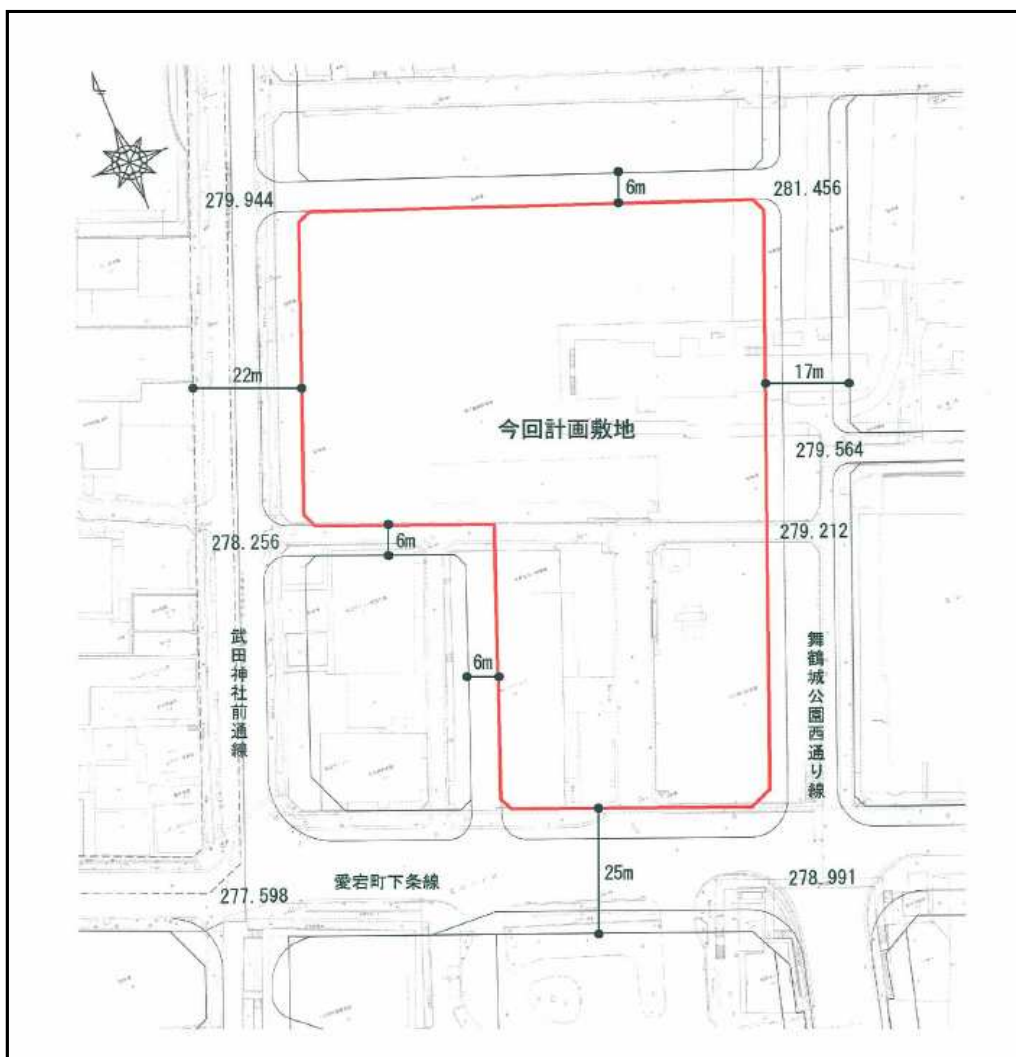
### 1 - 3 北口県有地の状況

甲府駅北口県有地（以下「北口県有地」という。）は、甲府市北口二丁目に所在し、甲府駅北口のほぼ正面に位置している。甲府駅周辺土地区画整理事業区域内にあり、仮換地の指定がなされ、平成19年4月から建物の建築等、使用収益が可能となっている。過去には駐車場等として利用されてきたが、現在は更地になっている。また、埋蔵文化財調査が平成18年度末までに終了している。

面積、都市計画等は、以下のとおりである。

面積	9,062 <sup>m</sup> 2		
用途等	甲府都市計画区域 商業地域、防火地域 建ぺい率80%、容積率600%		
隣接道路	東側	舞鶴公園西通り線	幅員 17m
	西側	武田神社前通り線	幅員 22m
	南側	愛宕町下条線	幅員 25m
	北側	甲府駅周辺土地区画整理3号線(仮称)	幅員 6m

< 北口県有地位置図 >



## 2 北口県有地の活用

### 2 - 1 高度情報エリアとしての活用

新県立図書館については、平成20年1月の新県立図書館整備検討委員会の報告において、「多くの人が集まりやすく、情報が蓄積される中心市街地へ整備することが適当」であること、「現県立図書館は早急な建て替えが必要であり、用地の確保が容易で早期に建設に着手できる既存県有地の活用が望ましい」ことから、北口県有地を建設適地とした。

また、平成19年11月の山梨県情報政策アドバイザー会議の提言において、地域経済の活性化を促進するためには、情報通信産業の振興が必要不可欠であるとの認識の下で、「首都圏等から（情報通信分野の）企業誘致を推進するとともに、県の関与により情報通信分野の先進的な企業を核とした集積拠点を整備し、大学・試験研究機関や地場企業との有機的な連携を進める」ことの必要性が示され、高度情報化拠点の整備が提言された。

北口県有地は、県内外から人や情報が集まり、人々の交流の結節点となり得る場所であることから、その優位性を生かし、県民の共有財産として有効活用することが求められている。

そこで、ここを新県立図書館と高度情報化拠点を配置した高度情報エリアとして整備することとした。

### 2 - 2 高度情報エリアの在り方

新県立図書館は、知的・文化的な基盤として、その持つ様々な情報を広く提供することにより、県民、企業等の多様な活動を支援する。

一方、高度情報化拠点は、情報通信産業を核として、人材育成や研究開発等を行うとともに、生涯学習や大学連携等の公共公益サービス等を提供する。

新県立図書館の情報や高度情報化拠点の技術を活用して、県内外の人々や情報の交流、知的な創造、情報の発信、産学官の連携等により、地域活性化と産業振興の拠点を形成する。

なお、高度情報エリアの整備に当たっては、都市機能において甲府駅南口地区と連携・分担・補完を図るとともに、周辺環境との調和に配慮して建物のデザインや機能を工夫し、都市の魅力と賑わいを創出するものとする。

また、個々の施設を超えた高度情報エリア全体の一体性が確保されるよう、整備や運営等をマネジメントする仕組みや、県民に親しまれる愛称を検討する。

### 3 新県立図書館と高度情報化拠点との連携

#### 3 - 1 新県立図書館の業務に高度情報化拠点の持つ技術やノウハウを活用

##### 情報通信技術を駆使した図書館（ICT図書館）の構築

図書館の基本的機能である図書・資料の収集・保存・提供や調査相談（レファレンスサービス）等に、高度情報化拠点が持つ技術やノウハウを活用して、映像・音響資料や電子資料の充実、調査相談の充実、国立国会図書館や市町村立図書館との連携強化、高齢者や障害者に図書館の知を伝えるシステムの確立等、高度情報社会にふさわしい図書館を構築する。

##### 地域情報の発信

新県立図書館が持つ、暮らし、産業、観光、行政等の様々な地域情報を、高度情報化拠点が持つ技術やノウハウを活用して、積極的に県内外に発信する。

#### 3 - 2 高度情報化拠点の業務に新県立図書館が持つ情報を活用

##### 情報通信産業の支援

新県立図書館が持つ図書・資料や各種データベースの情報を活用して、高度情報化拠点に入居する情報通信分野（注2）の企業（以下「情報通信企業」という。）の業務を支える人材育成等を支援する。

##### 生涯学習の促進

高度情報化拠点で行われる生涯学習に、新県立図書館の図書や映像等の情報を提供し、それを活用して充実した生涯学習サービスを提供する。

#### 3 - 3 施設の共同利用

新県立図書館と高度情報化拠点の講義室等の施設、さらには駐車場を共用化して、効率的な施設の配置と利用を図る。



## 4 新県立図書館の整備

新県立図書館の整備については、別途策定する新県立図書館整備計画によるが、その概要を以下に示す。

### 4 - 1 基本指針

新県立図書館が目指す図書館像を「山梨県民図書館の構築」とし、これを具体化するための基本コンセプトを、

- すべての県民のための図書館
- 県民が創造する図書館
- 開かれた図書館
- 成長する図書館
- 県民の活動を支える図書館
- 山梨の文化を支え、創造する図書館

の6つの面にまとめた。

この図書館像を実現するため、新県立図書館の機能や役割を業務の発展性から、

- 基礎 = 県立図書館としての基本的機能の充実
- 応用 = 新しい時代に対応した「山梨」らしい図書館の追求
- 展開 = 多様な支援機能を拡大、交流の拠点

の3つにまとめた。

また、新県立図書館が備えるべき個性として、「地域学の殿堂」と「情報発信拠点」を掲げ、さらに、子ども読書の支援が重要であるため、「子ども読書支援センター」を設置する。

### 4 - 2 サービスの考え方

まず、「基礎」となる図書館サービスとして、

- ・ 多種多様な資料の収集、保存、提供、特に山梨に関する資料の充実
- ・ 調査相談（レファレンスサービス）を充実し、暮らし・生活や仕事に役立つサービスを提供
- ・ 市町村立図書館への支援強化

また、「応用」となる図書館サービスとして、

- ・ 「山梨の学び日本一」や「山梨らしさ」の発信拠点
- ・ 大学、企業、新聞社、放送局等との連携
- ・ 映像・音響資料など多様なメディアの収集とその活用

さらに、「展開」となる図書館サービスとして、

- ・ 子ども読書支援センターの設置
- ・ 活動・交流機会の場の提供と新たなコミュニティづくりの支援
- ・ 交流のきっかけとなる情報の提供

等に取り組んでいく。

#### 4 - 3 サービスを支える各要素

資料については、全国最低クラスの蔵書の現状を改善し、幅広い分野や多様な媒体に関する多くの資料を収集・保存するとともに、山梨の文化創造の基盤となる特別コレクションを構築する。

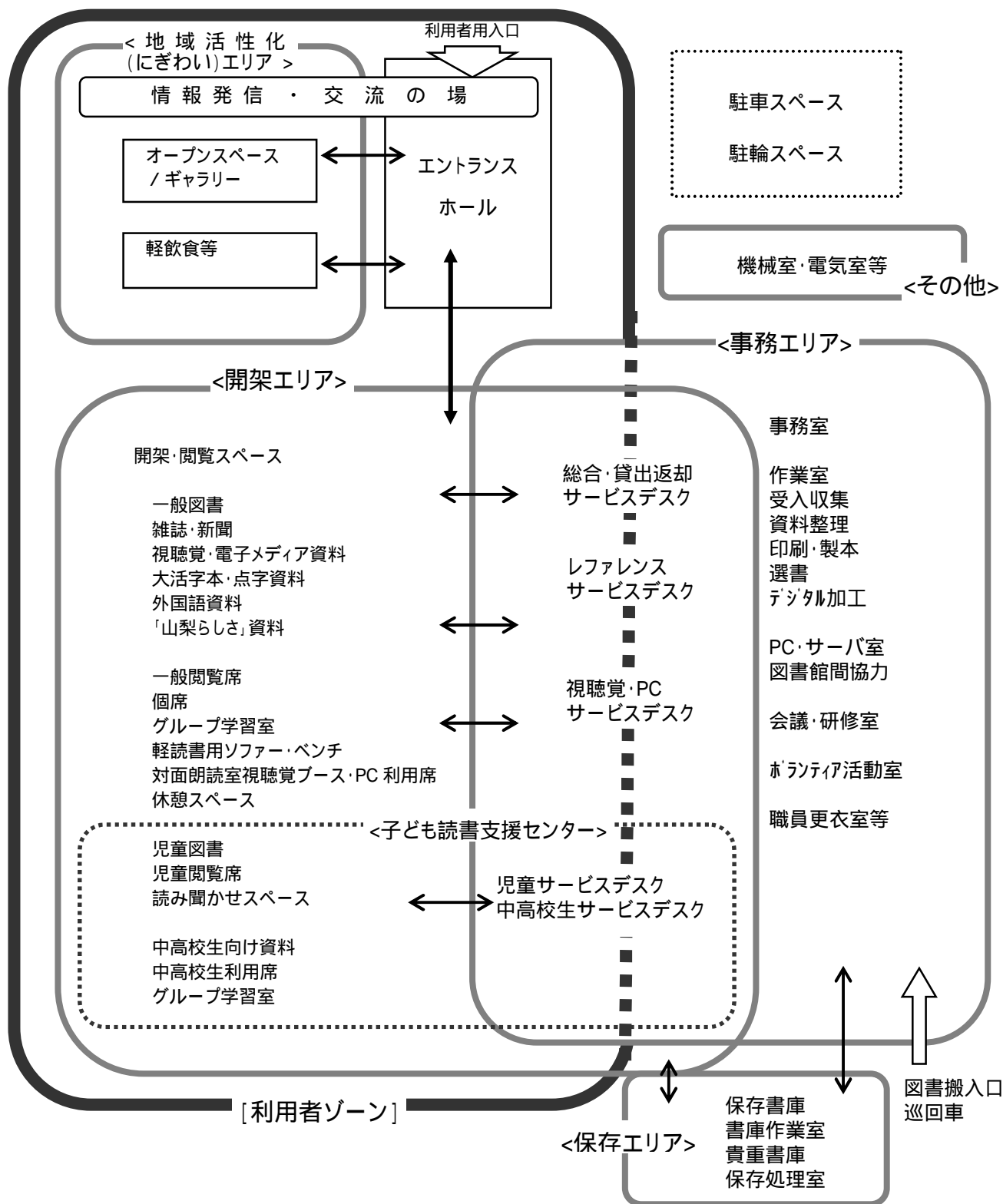
情報システムについては、これが図書館業務の基盤であり、インターネットやモバイルの利用で家庭や職場から情報やサービスにアクセスでき、一度のアクセスで必要が満たせるワンストップサービス化や、博物館・文学館等のストックしたデジタルアーカイブ（注3）化が進む資料群の共有を推進し、さらには、図書館ネットワークシステムの一層の強化・拡大を図る。

管理運営については、民間のノウハウを取り入れた柔軟な運営を進めるとともに、効率化のためにICタグ（注4）等の先端的な技術の活用・導入を検討し、県民に開かれた図書館として、ボランティアを積極的に受け入れる。

施設の構成については、別表のとおりとする。

図書等の収蔵能力については、現県立図書館が収蔵する図書50万冊程度とその他資料10万点程度を引き継ぐとともに、今後の増加分を見込んで110万冊程度とし、このうち開架エリアには15万冊程度の図書等を配置する。

<エリア・スペースの構成及び相互関係>



## 5 高度情報化拠点の整備

### 5 - 1 機能

#### 5 - 1 - 1 情報通信産業の振興

情報通信技術を活用した知的な創造や産業構造の高度化を図っていく基盤となる情報通信産業の集積等を目指す。

##### 情報通信産業の集積

地域産業や地域経済の活性化を図るためには、情報通信企業の立地を促進して情報通信産業を振興するとともに、地域産業の生産性向上や高付加価値化、さらには販路拡大等に必要な産業の情報通信技術化（ICT化）を推進することが必要である。

そこで、高度な情報通信技術を有する県外の先端的な大手情報通信企業を誘致して高度情報化拠点の核とするとともに、重層的で裾野が広い情報通信産業の振興を図るため、地元の情報通信企業の立地を進める。

さらに、高度情報化拠点に入居する情報通信企業等が利用するデータセンター等の誘致・整備を図る。

##### 情報通信産業の支援

情報通信産業の持続的な発展を図るため、情報ハイウェイ（注5）やテレワーク（注6）等の活用を検討する中で、高度な情報通信技術を有する企業等を生み育てる起業、高度情報化拠点に入居する情報通信企業相互の連携、高度な情報通信技術の地元企業への移転、複数の企業が共同した研究開発を行うとともに、産学連携の中で情報通信企業が求めている高度な情報通信技術を有する人材を育成する。

#### 5 - 1 - 2 公共公益サービスの提供

生涯学習や大学連携等のサービスの提供を通じて、県民生活の質の向上を目指す。

##### 生涯学習の推進

自己実現はもとより、新しい知識や技術を取得するための学習活動等、県民の多様なニーズに応じて展開される生涯学習の推進については、平成20年1月の新県立図書館整備検討委員会の報告において、「図書館と連携しつつ効果的な事業展開が図られる方途を別に検討する必要がある」とされた。

これを踏まえ、新県立図書館に隣接して常時密接な連携が可能な高度情報化拠点に生涯学習推進機能を整備する。

## 大学連携

大学間相互の連携による多様な交流機会の提供、教育・研究の相互補完・向上や成果の地域社会への還元等を行って、地域の活力向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする、大学コンソーシアム活動を支援し、県民の多様な学習意欲に応える学習機会の提供機能、さらには大学等のサテライト機能を整備する。

## その他の公共公益サービス

現在、別途策定が進められている県庁舎耐震化等整備基本計画との整合を図る中で、県民が利用する公共公益サービスを導入していく。

また、高度情報化拠点は耐震性の高い建物となることから、防災機能も検討していく必要がある。

### 5 - 1 - 3 利便の提供

高度情報エリア周辺の状況を勘案する中で、高度情報エリアの利用者等に必要な飲食や物品購入等の利便を提供する。

### 5 - 2 施設

上記の機能を踏まえた高度情報化拠点の施設について、その概要を次表のとおり整理した。

この表は、現時点で最大限想定される施設をまとめたものであり、今後、高度情報化拠点の整備事業者の提案を踏まえ協議する中で、具体的に絞り込んでいくこととする。

機能	施設	内容	管理運営者
情報通信産業の振興	先端企業施設	ソフト開発等のオフィス	民間企業
	地元企業施設	地元企業のオフィス	
	データセンター	データセンター バックアップオフィス等	
	インキュベーションセンター	ICT起業支援施設 (貸しオフィス)	民間企業 大学 NPO法人等
	情報通信技術研究開発施設	研究開発室	
	情報通信技術研修施設	パソコン研修室等	
公共公益サービスの提供	生涯学習推進施設	相談室、研修室、交流室等	県(指定管理者)
	大学コンソーシアム	事務室	NPO法人
	サテライトキャンパス	講義室等	大学等
	その他公共公益施設		県等
利便の提供	飲食店、売店等	レストラン、カフェ、コンビニエンスストア等	民間企業

### 5 - 3 整備方法

#### 5 - 3 - 1 整備方法の比較検討

高度情報化拠点の整備方法を検討するに当たっては、以下の条件を考慮する必要がある。

北口県有地は県民の貴重な財産であることから、県の所有を継続すること。

厳しい財政状況にあることから、高度情報化拠点は民間の資金やノウハウを活用して整備すること。

高度情報エリアは本県の産業振興と地域活性化を目的とするため、高度情報化拠点は情報通信産業の発展を図る拠点とし、併せて公共公益機能を有する構成になること。

これらの条件を満たす整備方法としては、土地信託(注7)方式と定期借地権(注8)方式の二つの方法がある。

なお、民間活力により公共施設の整備を行う方法の一つにPFI方式があるが、高度情報化拠点は、情報通信産業の拠点を整備することが主目的であり、これに併せて

公共公益施設を整備するプロジェクトであることから、この整備にはP F I方式はなじまない。

土地信託方式と定期借地権方式とを比較すると、土地信託方式には、

- ・ 信託期間満了後、建物の所有権は土地所有者に移転し、テナント等の事業も土地所有者に引き継がれる。
- ・ 事業収益に応じた高い配当が得られる可能性がある反面、負債が生じた場合は信託期間満了後、土地所有者はこれを引き受けなければならない。

という特徴がある。

一方、定期借地権には、

- ・ 定期借地期間満了後、土地所有者は土地を更地で引き渡しを受けるか、建物を相当の対価で買い取るか、いずれかの方法を選択することができる。
- ・ 事業収益に左右されることなく、比較的安定した地代（土地貸付料）収入を得ることができる。

という特徴がある。

高度情報化拠点の整備は、情報通信産業の発展を図る拠点づくりが主目的であり、土地活用による収益を目的とするものでないことや、県有地の活用策としては安定的で確実な方法による必要があることから、定期借地権を活用した整備方法を採用する。

### 5 - 3 - 2 定期借地権方式

高度情報化拠点は、定期借地権を活用した公民連携（注9）事業として整備する。

この方式では、施設用地となる北口県有地については、県が民間の整備事業者と定期借地権契約を締結して一定期間賃貸し、建物については、整備事業者が駐車場を含む高度情報化拠点を整備し、所有する。

なお、県の公共施設については、県が整備事業者から賃借することを基本とする。

### 5 - 4 管理方法

建物の維持管理に当たっては、高度情報化拠点の機能や役割が十分に発揮できるようにするとともに、県民の利便性や安全・安心の確保、都市の魅力と賑わいの創出などに配慮する必要がある。

その際、防犯・防災、景観、環境、省資源・省エネルギー、ユニバーサルデザイン等の視点は重要であるが、具体的な管理方法については整備事業者の提案によるものとする。

## 5 - 5 整備事業者の選定方法

高度情報化拠点の整備に当たっては、公正・公平性と透明性を確保することを基本とする。

高度情報化拠点を整備する民間事業者を選定する方法を検討するに当たっては、このプロジェクトが建物賃借料や土地貸付料の価格競争が目的ではなく、情報通信産業の集積等、県の施策目的に合致した提案が必要であること、民間の経営ノウハウや技術的能力に基づいた高度情報化拠点の整備効果を最大限に引き出す提案が必要であることから、選定方法としては公募型プロポーザル方式（注10）を採用する。

なお、価格競争以外の部分に着目した契約方法としては、地方自治法に規定されている総合評価一般競争入札があるが、これは県の支出の原因となる契約に適用され、県有地を貸し付ける定期借地権契約には該当しない。

募集要項には、県の姿勢や考え方を明記するだけでなく、民間のノウハウで整備する高度情報化拠点の魅力をはじめとする基本的な事項を整理しておく必要がある。

優先交渉権者の選定に当たっては、外部の者を含めた委員で構成する高度情報化拠点整備事業者選定委員会（仮称）を設置し、実施方針や募集要項等の作成、優先交渉権者候補の選定等を行い、公表する。

整備事業者を選定する評価基準については、建物賃借料や土地貸付料、提案の実現性や資金調達を含む事業計画、設計や建設の考え方等の通常考えられる評価項目のほか、以下の事項を評価の視点として重視する。

- ・ 情報通信企業や公共公益施設等、県の提案条件と整合していること。
- ・ 情報通信企業群の規模がより大きいこと。
- ・ 需要に対応した駐車場・駐輪場を提案していること。
- ・ 施設の共同利用や一体的な維持管理を提案していること。



## 6 駐車場・駐輪場の整備

### 6 - 1 駐車場の整備

本県は、平成19年3月末現在の人口千人当たりの自動車保有台数が全国第3位であることから、自動車の利用者がある程度想定した駐車場の整備が必要になる。

一方で、甲府駅北口周辺の時間貸有料駐車場を見ると、大規模な駐車場は山梨文化会館駐車場（旧県土地開発公社北口駐車場）だけである。

駐車場の整備に当たっては、北口県有地を有効活用するため、新県立図書館と高度情報化拠点との共同利用を前提にする。

駐車場の整備主体については、高度情報化拠点へ入居する情報通信企業等も利用するため、高度情報化拠点の整備事業者とし、高度情報化拠点と一体的に整備し、管理運営する。

駐車場の規模については、公共交通機関の利用促進等を勘案しながら、新県立図書館と高度情報化拠点に必要な駐車台数を合わせた整備事業者の提案を基本とする。

また、地上・地下等の整備方式については、基本的に整備事業者の提案による。

なお、駐車料金の在り方を含む駐車場の運営方法については、今後総合的に検討していく。

### 6 - 2 駐輪場の整備

自転車やバイクの利用者は、新県立図書館の利用者が主になると想定されるが、高度情報化拠点にも公共公益施設が入居することから、駐輪場利用者を想定しておかなければならない。このため、新県立図書館と高度情報化拠点にそれぞれ駐輪場を整備する。

駐輪場の規模については、鉄道やバスの公共交通機関を利用する通勤や通学の自転車が多い地域であるが、甲府駅周辺においては甲府市が駐輪場整備を進めていることから、高度情報エリアの必要台数に応じた整備を行う。

高度情報化拠点の駐輪場は、高度情報化拠点整備事業者が高度情報化拠点と一体的に整備し、管理運営する。

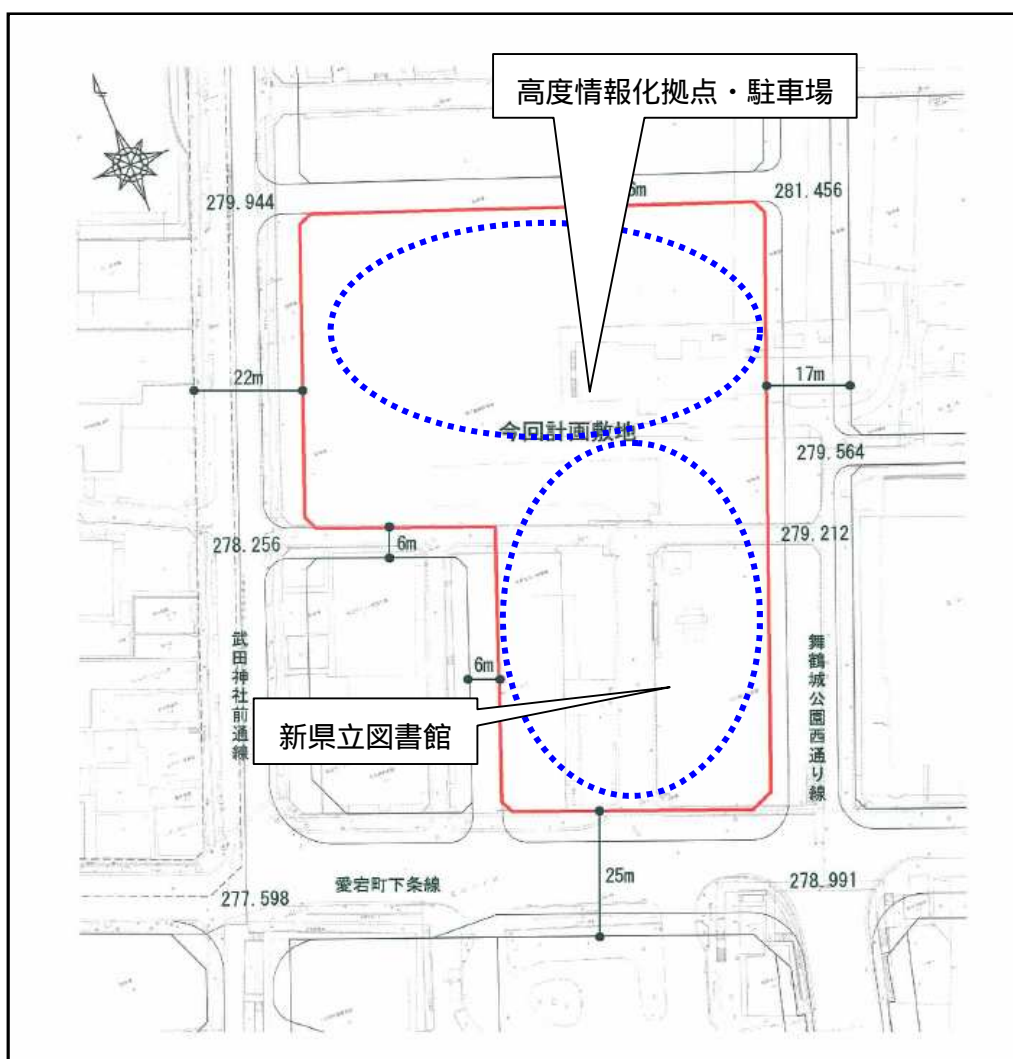
## 7 高度情報エリアの施設配置等

### 7 - 1 施設配置

新県立図書館と高度情報化拠点の位置については、以下の考え方から、新県立図書館を北口県有地南側とし、高度情報化拠点を北側とする。

- ・ 新県立図書館は、高齢者や学生等の公共交通機関利用者が比較的多く利用することから、甲府駅からのアクセスのし易さを考えた場合、北口県有地南側が最適であること。
- ・ 高度情報化拠点は、新県立図書館に比べて高層建築物となることが想定されるため、高度情報エリアやその周辺地域の景観等を考慮した場合、北側が適していること。

《施設配置概略図》



## 7 - 2 景観・アクセス等

高度情報エリア周辺の都市景観との調和に配慮した建物デザインや、高度情報エリア内での屋外広告物掲出の制限等、良好な景観の維持に配慮する。

また、ゆとりある空間の創出やパブリックスペースの確保等に意を用いた整備を行う。

パブリックスペースについては、交流の場としての広場や植栽に配慮した歩道の整備等を進めるとともに、エリアマネジメント（注11）の考え方を導入した取り組みについても、整備事業者に提案を求めるなど、今後検討していく必要がある。

甲府駅からのアクセスについては、甲府駅北口と高度情報エリアをスムーズに結び、高齢者や障害者等が移動し易い動線を確保する。

また、駐車場へのアクセスについては、周辺道路に渋滞を起こさないよう、自動車の進入ルートを工夫する。

## 8 高度情報エリアの整備スケジュール

新県立図書館については、平成20年度後半に設計に着手し、平成22年度に着工、平成24年秋の開館を目指して整備を進める。

高度情報化拠点については、平成20年度後半に整備事業者選定の準備作業を進め、平成21年に整備事業者を決定し、契約を締結する。その後のスケジュールについては、整備事業者の提案を踏まえ県と協議するものとする。

## 用語等の説明

### (注1) シビックコア地区

魅力と賑わいのある都市の拠点となる地区の形成に資するため、関連する都市整備事業と整合を図りつつ、官公庁施設と民間建築物等の整備を総合的かつ一体的に実施すべき地区をいう。市町村がシビックコア地区整備計画を策定し、国（国土交通省）の同意を得て、国、地方公共団体、民間等が事業を総合的に推進する。

### (注2) 情報通信分野

この整備方針においては、日本標準産業分類に定められている大分類Hの情報通信業とその関連事業を「情報通信分野」と総称する。

情報通信業は、通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業に分類される。

通信業は、信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附随するサービス業が該当する。

放送業は、無線又は有線の電気通信設備により放送事業を行う事業所が該当する。

情報サービス業は、情報の処理や提供等のサービスを行うもので、ソフトウェア業や情報処理・提供サービス業が該当する。

インターネット付随サービス業は、インターネットを通じて通信や情報サービスに関する事業を行う事業所が該当する。

映像・音声・文字情報制作業は、映画、ビデオ、テレビ番組の制作・配給を行う事業所、レコード又はラジオ番組の制作を行う事業所等が該当する。

### (注3) デジタルアーカイブ

博物館、美術館、公文書館や図書館の収蔵品をはじめ、有形・無形の文化資源をデジタル化して保存等を行うことをいう。デジタル化することによって、文化資源等の修復・公開や、ネットワークを通じた利用が可能になる。

### (注4) ICタグ

物体の識別に利用される微少な無線ICチップで、ICタグにはそれ自身の識別コード等の情報が記録されており、電波を使って管理システムと情報を送受信する能力を持つ。バーコードに代わる商品識別・管理技術として注目されている。

### (注5) 情報ハイウェイ

県が平成18年8月に運用を開始した光ファイバー網で、高度情報通信網の幹線として行政目的

だけでなく、産業振興等にも活用するものとして整備し、管理運営を民間会社が行うなど、全国的にも先進的な取り組みとして注目されている。

(注6) テレワーク

従業員が受け持つ仕事の全部あるいは一部を、在宅や自宅近隣の作業所等で行う仕組みをいう。

(注7) 土地信託

土地所有者に代わって信託会社が金融機関から資金調達をして施設を整備し、施設の賃貸等から収益を上げ、信託報酬や借入金の返済等を除いた分を、土地所有者に信託配当する土地活用の方法である。

(注8) 定期借地権

定期借地権とは、借地借家法の改正に伴い平成4年8月に創設された制度で、

- ・ 契約期間満了による借地権の存続期間の更新がないこと。
- ・ 建物再築による借地権の存続期間の延長がないこと。
- ・ 建物買取請求権がないこと。

を基本とし、定められた契約期間で確定的に借地関係が終了するもので、一般定期借地権、事業用定期借地権、建物譲渡特約付借地権の3類型がある。

	一般定期借地権	事業用定期借地権		建物譲渡特約付借地権
期間	50年以上	10年から 30年	30年から 50年	30年以上
目的	制限なし	事業用(居住用を除く)に借 りる場合に限る		制限なし
手続	契約更新しない旨の特約を 公正証書等の書面で締結す る	公正証書で設定契約する		予め契約期間経過後に建 物を貸主が譲り受ける旨 の特約を締結する

(注9) 公民連携

パブリック・プライベート・パートナーシップ(PPP)と呼ばれており、公共と民間の連携・協働によって公共性の高い事業を行う手法で、財政的制約の中で多様な公共サービスを効率的かつ効果的に提供することができる。

(注10) 公募型プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式は、事業の提案を公募し、提出された事業計画等の提案書について、募集要項等であらかじめ示した評価基準に基づいて審査を行い、最も優れていると認められる提案書の提出者(最優秀提案者)を契約の優先交渉権者とするものである。

一般的に、公共施設等だけでなく民間施設としての提案や、公共施設運営の比重が大きいなど、応募者の創意工夫に期待する部分が多い場合には、公募型プロポーザル方式を採用することが望ましいとされている。

この方式は、随意契約となるため、総合評価一般競争入札とは異なり優先交渉権者に対して契約条件等に関する交渉が可能である。

#### (注11) エリアマネジメント

国土交通省はエリアマネジメント推進マニュアルにおいて「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み」と定義している。

エリアマネジメントの特徴の一つは、ただ「つくる」だけでなく、その後の維持管理・運営(マネジメント)の方法、つまり「育てる」までを考えた開発(デベロップメント)を行うことである。

また、エリアマネジメントの具体的な要素は、 エリア全体の環境に関する活動、 共有物・公物等の管理に関する活動、 居住環境や地域の活性化に関する活動、 サービス提供・コミュニティ形成等のソフトの活動、 に大別される。

